

# 下市町既存木造住宅耐震診断事業実施要綱

改正 平成28年4月1日

## 第1 趣 旨

下市町は、大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりのための第一歩として、地震時において倒壊して避難路等をふさぎ、避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性が高く、又は大規模火災の可能性がある木造住宅の耐震診断を早急に普及させるため、既存木造住宅の耐震診断に関して所有者の申請に基づき助成を行う事業（下市町既存木造住宅耐震診断事業。以下「事業」という。）を実施するものとし、この要綱は、その実施について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定 義

- 1 この要綱において「住宅」とは、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅〔店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。〕をいう。
- 2 この要綱において「耐震診断」とは、県の定める方法に基づき地震に対する安全性を評価することをいう。
- 3 この要綱において「耐震診断技術者」とは、県において「耐震診断技術者」として登録された者をいう。

## 第3 事業対象建築物

事業の対象となる建築物（以下「事業対象建築物」という。）は、次に掲げる建築物うち昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の木造住宅であって、延べ面積が250平方メートル以下でかつ地階を除く階数が2以下の住宅とする。

（1）次に掲げる区域内に存する建築物

（イ）奈良県地域防災計画に定める第1次及び第2次緊急輸送道路に沿う区域

（ロ）（イ）のほか、下市町住宅・建築物耐震化促進計画に定める区域

（2）（1）のほか、町長が耐震化を図る必要があると認める建築物

## 第4 事業対象者

- 1 事業の対象となる者は、第4に規定する事業対象建築物の所有者とする。
- 2 同一世帯に属する者全員が町税を滞納していない者であること。

## 第5 助成内容

- 1 町長は、事業対象建築物の所有者の申請に基づき、耐震診断技術者の派遣を行う。
- 2 助成の対象となる経費、助成金の額及び事業対象建築物の所有者の負担額は、次のとおりとする。

助成の対象となる経費	助成金の額	事業対象建築物の所有者の負担額
事業対象建築物の所有者の申請に基づく耐震診断技術者の派遣に要する経費	事業対象建築物 1件当たり 50,000円	事業対象建築物1件当たり 負担金無し

## 第6 助成の申請

第5による助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断（契約を含む。）に着手する前に、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 下市町既存木造住宅耐震診断事業助成申請書（第1号様式）
- (2) 事業対象建築物の所有者が確認できる書類
- (3) 事業対象建築物の建設時期が確認できる書類
- (4) 事業対象建築物の外観写真
- (5) 納税証明書（第2号様式）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、下市町長が必要と認める書類

## 第7 助成の決定等

- 1 町長は、第6の書類を受理し適当と認めたときは、助成の決定を行い、下市町既存木造住宅耐震診断事業助成決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、助成の目的を達成させるために必要な条件を付することができる。
- 2 町長は、助成を実施しないことを決定したときは、下市町既存木造住宅耐震診断事業不助成決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

## 第8 変更の承認の申請

- 1 助成決定者は、当該助成の決定に係る内容を変更しようとするときは、下市町既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更承認申請書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の書類を受理し、適当と認めたときは、下市町既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更決定通知書（第5様式）により通知するものとする。

## 第9 中止の承認の申請

- 1 助成決定者は、当該助成の決定に係る耐震診断を中止しようとするときは、下市町既存木造住宅耐震診断事業助成中止承認申請書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の書類を受理し、適当と認めたときは、下市町既存木造住宅耐震診断事業助成中止決定通知書（第7様式）により通知するものとする。

## 第10 助成決定の取り消し等

町長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成の決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱及び助成決定の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他助成事業の施行について、不正の行為があったとき。

## 第11 その他

この要綱に規定するもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

### 附則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

### 附則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

### 附則

この要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。